概要版

子どもを生み育てやすく

子どもがのびのび健やかに育つまち

第三期

藤井寺市
子ども・子育て支援事業計画

令和７年度 ▶▶ 令和11年度

令和７年３月

藤井寺市

1　計画策定の趣旨

我が国の子どもを取り巻く課題に対応するため、令和５年４月に「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

本市においては、令和２年３月に「第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期計画」という。）」を策定し、子育て家庭の皆さんが安心して暮らせるように様々な子ども・子育て施策に取り組んできました。

このたび、第二期計画が令和６年度で終わりを迎えることから、令和７年度以降も未来を担う子どもたちが強く、健やかに生まれ育ち、夢を持てる環境づくりを進め、子ども・子育て支援に係る各施策の総合的・計画的な推進を図るため、「第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（以下「第三期計画」という。）」を策定しました。

2　計画の位置づけ

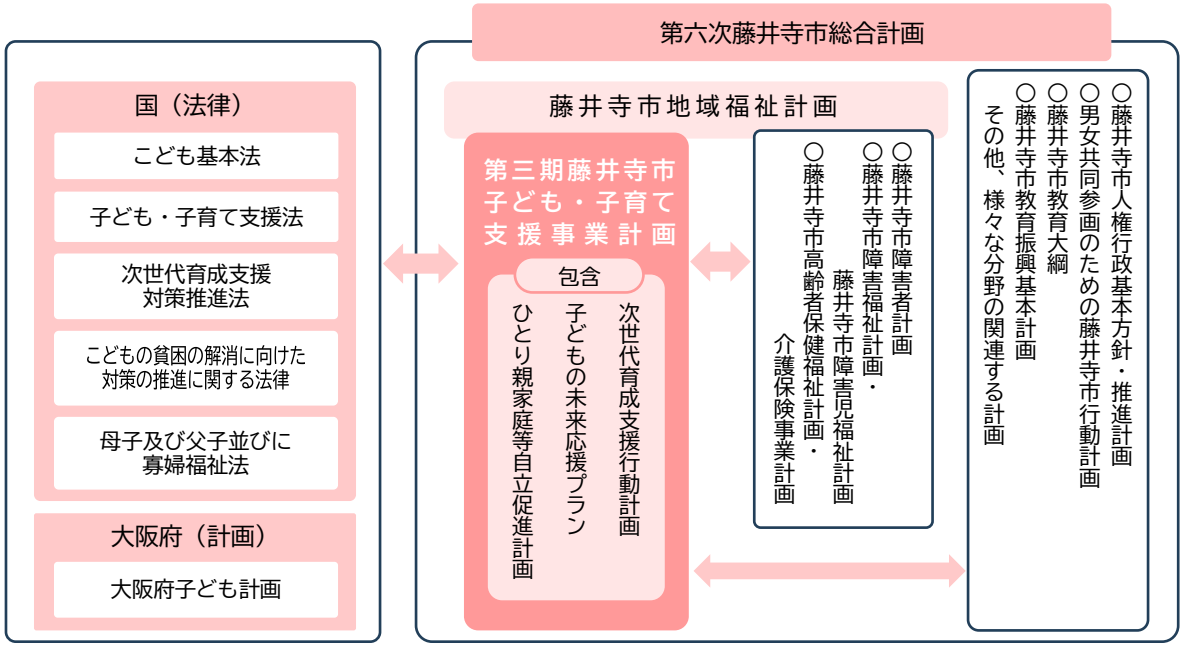

3　計画の期間

令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第二期計画	第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画					次期計画

今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するため、計画期間中であっても、子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

４　施策の展開

基本理念　子どもを生み育てやすく　子どもがのびのび健やかに育つまち

基本目標Ⅰ　安心して子どもを生み育てることができるまち

安心して妊娠・出産することができる環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、すべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることで、妊娠・出産期から乳幼児期における切れ目のない支援を行い、育児不安の軽減を図ります。

1．お母さんと赤ちゃんの健康を守ります

基本目標Ⅱ　すべての子育て家庭に寄り添うことができるまち

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。このことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通して子どもの健やかな成長を保障するとともに、学童期となる小学校生活へ円滑に移行できるよう関係機関等の連携が深まる取組を進めます。

1．就学前教育・保育を推進します

2．子育てサービスを充実します

3．子育て支援のネットワークを強化します

基本目標Ⅲ　子どもの生きる力を育むことができるまち

学童期においては、「第２次藤井寺市教育振興基本計画」に基づき、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるような取組を推進します。

また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支える教育環境づくりを推進します。

1．学校教育を推進します

2．放課後児童対策を推進します

3．学びの機会を充実します

基本目標Ⅳ　支援が必要な子どもや家庭をサポートできるまち

　児童虐待防止対策や子どもの貧困対策を推進しつつ、配慮が必要な子どもや保護者に対し、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの課題等に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

1．児童虐待防止の取組を強化します
2．障害のある子どもと家庭を支援します
3．子どもの貧困対策を推進します　～子どもの未来応援プラン～
4．ひとり親家庭等の自立を促進します　～ひとり親家庭等自立促進計画～
5．課題を抱える子育て家庭を切れ目なく支援します

基本目標Ⅴ　子育て・子育ちにやさしいまち

　子どもをはじめ、広く社会に対しても、子どもが権利の主体であることを周知するとともに、様々な取組を通して、子どもや子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成します。
　また、安全な道路交通環境や防犯・防災対策、住環境の整備など、安心して子育て・子育ちできるまちづくりに取り組みます。

1．子育てに関する理解の促進を図ります
2．暮らしやすいまちづくりを進めます

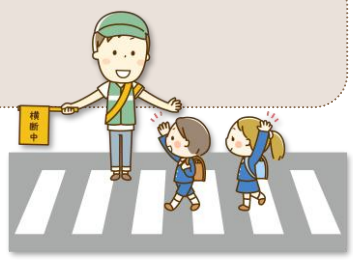

5　子どもの未来応援プラン

― こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画 ―

本市では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、安心して未来へ歩みを進めていくことができるよう、令和５年３月に「藤井寺市子どもの未来応援プラン」を策定し、施策を推進しています。

第三期計画に包含された「子どもの未来応援プラン」においては、引き続き、基本理念と３つの基本方針を設定したうえで、継続的に取り組む事業を５つの分野に分類し、関係部局連携のもと効果的かつ総合的に子どもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

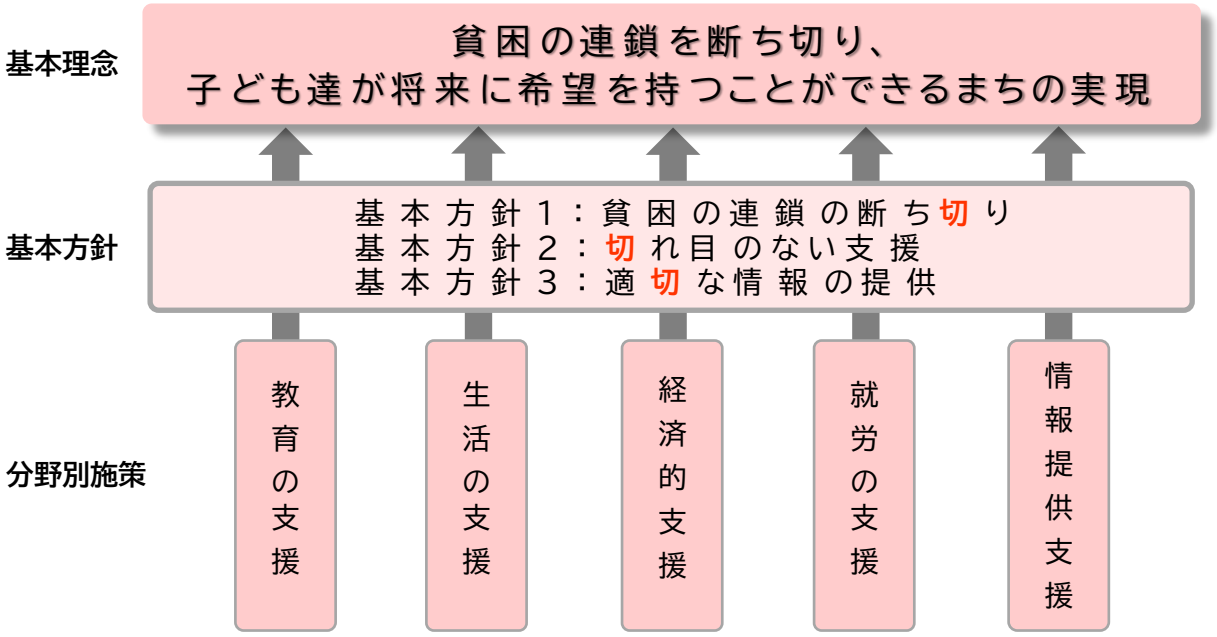

6　ひとり親家庭等自立促進計画

就業状況や収入が不安定なひとり親家庭には、安定した雇用や収入を得るための支援が必要です。また、養育費の未履行も課題となっており、子どもの最善の利益を考慮した支援強化が求められます。家庭ごとに異なる困りごとに対応するため、個別の相談に応じ、関係機関とも連携しながらひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います。

① 就業の支援
② 子育てや生活の支援
③ 養育費確保の支援
④ 経済的な支援

7　量の見込みと確保方策

1．教育・保育提供区域の設定

人口、利便性、教育・保育施設の配置等から勘案し、第二期計画と同様、市全域をひとつの教育・保育提供区域として設定します。

2．量の見込みと確保方策

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、令和５年度に実施した保護者へのニーズ調査等に基づき、それぞれ「量の見込み（ニーズ量）」「確保方策（提供体制）」を設定し、計画的な整備を進めます。

（1）教育・保育

認定区分	対象となる子ども		主な提供施設
１号 （教育標準時間認定）	満３歳以上	教育を希望される場合	幼稚園（市立幼稚園は４歳以上）・認定こども園
２号 （満３歳以上保育認定）	満３歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所・認定こども園
３号 （満３歳未満保育認定）	満３歳未満		保育所・認定こども園・地域型保育事業

（単位：人）

			１号認定	２号認定		３号認定		
				教育を希望	左記以外	０歳	１歳	２歳
令和７年度	量の見込み		322	105	734	86	191	239
	確保方策	特定教育・保育施設	581	829		89	184	213
		その他	37	―		13	19	32
		幼稚園・預かり保育（長時間・通年）	32	―		―		
		合計	650	829		102	203	245
令和８年度	量の見込み		306	100	698	84	191	233
	確保方策	特定教育・保育施設	581	889		95	200	231
		その他	37	―		13	19	32
		幼稚園・預かり保育（長時間・通年）	32	―		―		
		合計	650	889		108	219	263
令和９年度	量の見込み		300	98	684	82	187	233
	確保方策	特定教育・保育施設	581	889		95	200	231
		その他	37	―		13	19	32
		幼稚園・預かり保育（長時間・通年）	32	―		―		
		合計	650	889		108	219	263
令和10年度	量の見込み		289	94	658	81	183	228
	確保方策	特定教育・保育施設	581	889		95	200	231
		その他	37	―		13	19	32
		幼稚園・預かり保育（長時間・通年）	32	―		―		
		合計	650	889		108	219	263
令和11年度	量の見込み		284	92	684	80	180	223
	確保方策	特定教育・保育施設	581	889		95	200	231
		その他	37	―		13	19	32
		幼稚園・預かり保育（長時間・通年）	32	―		―		
		合計	650	889		108	219	263

（２）地域子ども・子育て支援事業

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者支援事業		量の見込み（ヶ所）	1	1	1	1	1
		確保方策（ヶ所）	1	1	1	1	1
時間外保育事業（延長保育事業）		量の見込み（人）	370	358	352	341	336
		確保方策（人）	403	438	438	438	438
放課後児童健全育成事業	低学年	量の見込み（人）	609	633	625	616	587
		確保方策（人）	660	660	660	660	660
	高学年	量の見込み（人）	111	122	124	134	138
		確保方策（人）	170	170	170	170	170
子育て短期支援事業（ショートステイ）		量の見込み（人日）	61	59	58	56	56
		確保方策（人日）	98	98	98	98	98
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み（人）	334	326	320	314	310
		実施体制(確保方策)	看護師・保健師等が訪問				
養育支援訪問事業		量の見込み（人）	16	16	16	16	16
		確保方策（人）	20	20	20	20	20
子育て世帯訪問支援事業		量の見込み（人日）	269	261	253	246	238
		確保方策（人日）	288	288	288	288	288
親子関係形成支援事業		量の見込み（人）	10	10	10	10	10
		確保方策（人）	10	10	10	10	10
地域子育て支援拠点事業		量の見込み（人回）	12,392	12,189	12,020	11,773	11,582
		確保方策（ヶ所）	5	5	5	5	5
一時預かり事業	①幼稚園型	量の見込み（人日）	19,152	18,212	17,851	17,178	16,911
		確保方策（人日）	35,624	35,624	35,624	35,624	35,624
	②幼稚園型以外	量の見込み（人日）	3,758	3,700	3,653	3,586	3,528
		確保方策（人日）	8,770	8,770	8,770	8,770	8,770
病児保育事業		量の見込み（人日）	1,487	1,433	1,409	1,367	1,345
		確保方策（人日）	4,148	4,392	4,392	4,392	4,392
子育て援助活動支援事業（ファミリ・サポート・センター）		量の見込み（人日）	153	153	153	153	153
		確保方策（人日）	255	255	255	255	255
妊婦健康診査事業		量の見込み（回）	4,763	4,650	4,550	4,475	4,425
	確保方策	実施場所 府外実施分は償還払いで対応	府内妊婦健診実施医療機関				
		検査項目	国の基準に準ずる				
		実施時期	通年				
産後ケア事業		量の見込み（人回）	104	101	99	97	96
		確保方策（人回）	104	101	99	97	96
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み（回）	1,089	1,062	1,041	1,023	1,011
		確保方策（回）	1,089	1,062	1,041	1,023	1,011

※「量の見込み」等を設定しない事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業　　・実費徴収に係る補足給付を行う事業

・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※今後、事業の実施に向けて検討する事業

・児童育成支援拠点事業

・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

8　計画の推進

（1）施策の実施状況の点検及び評価

適切な進行管理を進めるために、「子ども・子育て支援推進連絡会議」で具体的施策の進捗状況について把握するとともに、「藤井寺市子ども・子育て会議」で施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、結果に基づいて対策を実施します。

また、子ども・子育て支援法で定めることとされている、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」についても、毎年度、進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、必要に応じて見直します。

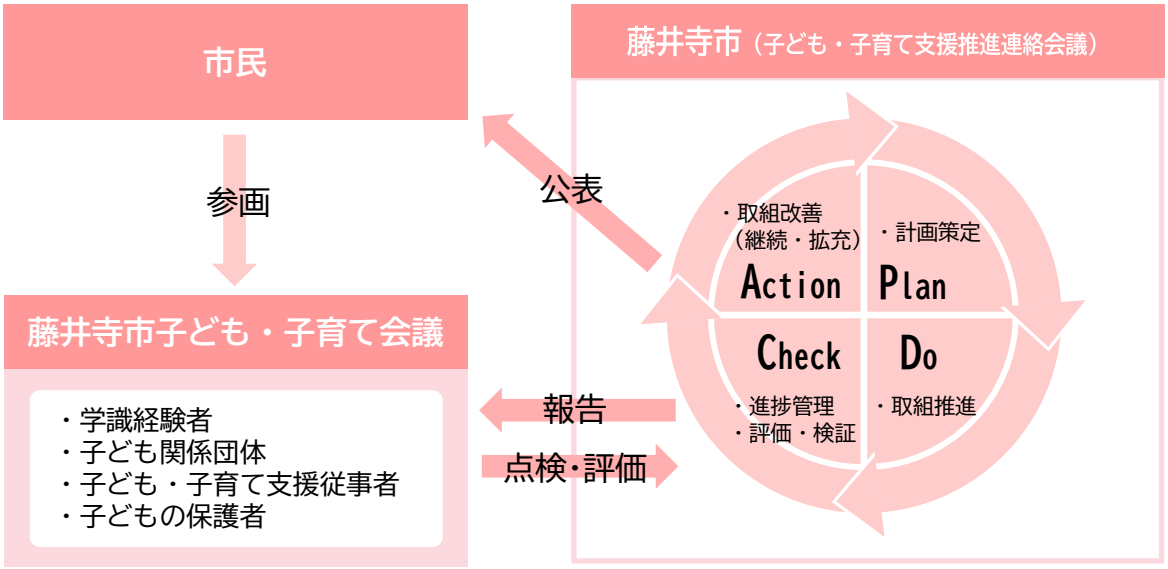

（2）関係機関等との連携

計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、市だけでなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域等が連携して取り組む必要があります。

関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互の連携が図られるよう積極的に関わるとともに、大阪府や他市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進します。

第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和７年３月

藤井寺市こども未来部子育て支援課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡１丁目１番１号　　☎072・939・1111